

法人役員等の役員会議等への出席旅費支弁内規

昭和 52 年 11 月 8 日制定
平成 2 年 11 月 1 日改正
平成 6 年 5 月 1 日改正
平成 25 年 5 月 1 日改正
令和 2 年 1 月 1 日改正
令和 7 年 5 月 28 日改正

第1条 この内規は、学校法人福山大学（以下「法人」という。）の役員（理事、監事）及び評議員が法人の用務で出張する場合の旅費の支給について定める。

第2条 前条の旅費の区分は、交通費及び日当とし、次の各号により支給する。

一 交通費は実費とする。

二 日当は 1 日 5,000 円とする。

2 宿泊を要するときの宿泊費については、法人の負担とし、別に定める額を支給する。

第3条 役員（学校法人福山大学役員の給与等に関する規程第3条に規定する理事手当を支給される者を除く。）及び評議員が法人の理事会、評議員会等に出席した場合には別表1に上げる手当を支給する。

2 第1項の理事会・評議員会に出席した場合の交通費及び日当については第2条第1項の規程にかかわらず、交通費の支給は別表2とし、日当は支給しない。

附 則

この内規は、昭和 52 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 6 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から適用する。

(別表 1)

役 員	手当(円)	備 考
1 号条項選任	20,000	
2 号条項選任	20,000	
3 号条項選任	50,000	但し、学内者は 20,000 円
監事	50,000	

評 議 員	手当(円)	備 考
1 号条項選任	10,000	
2 号条項選任	20,000	但し、学内者は 10,000 円
3 号条項選任	20,000	但し、学内者は 10,000 円

(別表 2)

役 員	交 通 費
1 号条項選任	—
2 号条項選任	—
3 号条項選任	実費(但し、広島県内は除く)

評議員	交 通 費
1 号条項選任	—
2 号条項選任	実費(但し、広島県内は除く)
3 号条項選任	実費(但し、広島県内は除く)